

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 5 月 27 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 6 号

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 （略） （1）—（3） （略） <u>（4）職制上の段階 法第15条の 2 第 1 項第 2 号の規定による職制上の段階であり、別表に掲げる職級をいう。</u> <u>（5）標準職務遂行能力 法第15条の 2 第 1 項第 5 号の規定による標準職務遂行能力をいう。</u> <u>（採用の方法）</u> 第 3 条 職員の採用は、<u>次条</u>の規定によって選考が認められる場合を除き、競争試験（以下「<u>採用試験</u>」という。）によって行う。 （選考による採用） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する職への採用は、選考により行うことができるものとする。 （1）（略） （2）現に<u>国若しくは他の地方公共団体の職員である者又はかつてこれらの職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がついている職又はついていた職と同等以下のもの</u> （3）（略） （4）職務と責任の特殊性により、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職、<u>採用試験を行っても十分な競争者が得られない職又は採用試験</u>によることが適当でない職であって、企業長が認めるもの	（定義） 第 2 条 （略） （1）—（3） （略） <u>（採用及び昇任の方法）</u> 第 3 条 職員の採用及び昇任は、<u>第 4 条及び第 5 条</u>の規定によって選考が認められる場合を除き、競争試験（以下「<u>試験</u>」という。）によって行う。 （選考による採用） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する職への採用は、選考により行うことができるもの。 （1）（略） （2）現に<u>国、他の地方公共団体若しくは公共企業体の職員である者又はかつてこれらの職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がついている職又はついていた職と同等以下のもの</u> （3）（略） （4）職務と責任の特殊性により、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職、<u>試験を行っても十分な競争者が得られない職又は試験</u>によることが適当でない職であって、企業長が認めるもの <u>（選考による昇任）</u> 第 5 条 <u>次の各号のいずれかに該当する職</u>

第5条—第10条 (採用試験の目的) 第11条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする。 (採用試験の方法) 第12条 採用試験は、次の各号に掲げる方法のうち2以上を併せて行う。 (1) — (3) (略) (4) 経歴評定 (5) 身体検査 (6) 前各号に掲げるもののほか、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することができる方法 (採用試験の告知) 第13条 (略) (告知の内容) 第14条 (略) (1) 当該採用試験の対象となる職の区分及び職務内容 (2) (略) (3) 採用試験の日時、場所、方法及び発表 (4) — (6) (略) (受験資格) 第15条 受験資格は、採用試験の対象とな	への昇任は、選考により行うことができる。 (1) 別表に定める課長級以上の職 (2) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下のもの (3) 職務と責任の特殊性により職務遂行能力についての順位の判定が困難な職、試験を行っても十分な競争者が得られない職又は試験によることが適当でない職であつて、企業長が認めるもの 第6条—第11条 (試験の種類) 第12条 試験は、採用試験及び昇任試験の2種とする。 (試験の方法) 第13条 試験は、次の各号に掲げる方法のうち2以上を併せて行う。 (1) — (3) (略) (4) 勤務評定 (5) 経歴評定 (6) 身体検査 (7) その他職務遂行能力を客観的に判定することができる方法 (試験の告知) 第14条 (略) 2 昇任試験の告知は、受験資格を有する全ての職員に周知させることができるように、通知、その他適切な方法によってこれを行わなければならない。 (告知の内容) 第15条 (略) (1) 当該試験の対象となる職の区分及び職務内容 (2) (略) (3) 試験の日時、場所、方法及び発表 (4) — (6) (略) 2 昇任試験の告知の内容は、前項各号に準じて企業長が定める。 (受験資格) 第16条 受験資格は、試験の対象となる職
--	--

る職の職務に応じて、必要な最低の経歴、学歴、免許その他必要な資格要件をもって、<u>採用試験</u>の都度、企業長が定める。 2 (略) (採用選考の目的及び方法) <u>第16条</u> 採用のための選考（以下「採用選考」という。）は、選考される者が、選考の基準に基づいて、当該採用選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする。 2 採用選考は、経歴評定、筆記考査、口述考査その他の方法で、<u>採用選考</u>の対象となる職に応じて企業長が定めるものにより行うものとする。 (採用選考の基準) <u>第17条</u> (略) (採用選考の実施) <u>第18条</u> 採用選考は、採用しようとする者につき、その都度、企業長が行う。 (法第21条の4第1項の規定により企業長が定める職) <u>第19条</u> 法第21条の4第1項の規定により企業長が定める職は、主査級の職（ただし、別に企業長が定める者が昇任する場合に限る。）とする。 (昇任の方法等) <u>第20条</u> 前条の職に昇任させる場合には、企業長は、昇任のための選考（以下「昇任選考」という。）を行うものとする。 2 前項の昇任選考は、主査級の職に係る標準職務遂行能力及び主査級の職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする。 3 第1項の昇任選考による職員の昇任は、企業長が、昇任選考に合格した者の中から行うものとする。 (昇任選考の実施) <u>第21条</u> 前条の昇任選考の実施については、企業長が別に定めるところによる。 (実施に関する必要な事項) <u>第22条</u> この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。	の職務に応じて、必要な最低の経歴、学歴、免許その他必要な資格要件をもって、<u>試験</u>の都度、企業長が定める。 2 (略) (選考の方法) <u>第17条</u> 選考は、選考の基準に基づいて、選考される者の職務遂行能力の有無を判定するものとする。 2 前項の規定により選考を行う場合においては、経歴評定、筆記考査、口述考査その他の方法で、<u>選考</u>の対象となる職に応じて企業長が定めるものにより行うものとする。 (選考の基準) <u>第18条</u> (略) (選考の実施) <u>第19条</u> 選考は、採用し又は昇任させようとする者につき、その都度、企業長が行う。 (実施に関する必要な事項) <u>第20条</u> この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。
---	---

別表を次のように改める。

別表

職 級	経 歴		学 歴	身 体	知 識、技 能 等	資 格 免 許	そ の 他
理 事 級	右 記 の 経 歴 を 有 す る こ と	2		当 該 職 務 を 遂 行 し う る 身 体 的 状 況 に あ る こ と	当 該 職 務 を 遂 行 し う る 知 識、技 能 等 を 有 す る こ と	法 令 に よ り 必 要 と さ れ る 資 格 又 は 免 許 を 必 要 と す る 職 務 に あ つ て は 当 該 資 格 又 は 免 許 を 有 す る こ と	人 物 性 行 が そ の 職 級 に ふ さ わ し い こ と 及 び 当 該 職 務 に 応 じ て 企 業 長 が 定 め る 年 齢 の 範 囲 内 の 年 齢 で あ る こ と、並 び に 左 記 及 び 上 の ほ か 当 該 選 考 に 係 る 職 の 属 す る 職 制 上 の 段 階 の 標 準 的 な 職 に 係 る 標 準 職 務 遂 行 能 力 及 び 当 該 選 考 に 係 る 職 に つ い て の 適 性 を 有 す る こ と
部 長 ・ 副 理 事 級		3					
課 長 級		3					
課 長 補 佐 級		3					
主 査 級		7					
主 事 ・ 技 師 級	別 に 定 め る 経 歴 を 有 す る こ と		別 に 定 め る 学 歴 を 有 す る こ と				

備考 経歴欄の数字は、直近下位の職級に属する職の必要在職年数を示す。この場合において、大阪広域水道企業団以外の経験年数は、別に定めるところにより、その5割から10割までを通算することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行った試験、選考、条件付採用期間の延長、臨時的任用の承認、その他任用に関する事項については、なお従前の例による。